

令和6年度 大牟田市

市民活動補償制度のご案内



市民の誰もが誇りと愛着の持てる
協働のまちづくり



市民活動補償とは

大牟田市では、市民活動団体や校区まちづくり協議会、町内公民館、自治会等の皆さんによる、環境美化や防犯・防災活動、高齢者や子どもの見守りといった福祉的な活動など、公益的・公共的な活動が活発に行われています。

それらの活動は、市民の皆さん同士が、お互いに助け合い、支え合うものであり、それらの活動によって、市民の皆さんは、自分たちの地域で安心して過ごすことができます。

しかしながら、そのような善意の活動中に、不幸にも誰もが予測しない事故が起こることがあります。

そのようなときのために補償を行うものが大牟田市市民活動補償制度です。

事前の加入手続きは不要です。

ただし、補償の請求時には、市民活動中の事故であることの証明が必要です。

保険料の支払いや
事前の加入手続き
は必要ありません。



「市民活動」とは…

市民の皆さんが、自主的・自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動（宗教、政治または選挙を主たる目的とする活動を除きます。）のことをいいます。

【事故を未然に防ぐことが大切です】

草刈時の事故が増えています。作業前に小石や枝などを取り除くとともに周囲に人がいないか、自動車などがいないかを確認し作業を開始しましょう。

役割分担や休憩時間などを考慮した無理のない計画のもと、安全に配慮した活動をお願いします。

■補償の対象となる方

- 大牟田市内で市民活動を行う市民等

※市民等には、大牟田市内で市民活動を行う市外の人も含みます。

※具体的には、大牟田市内に活動拠点を置く以下の団体もしくはこれに準ずる団体が行う公益的・公共的な市民活動時の事故、市又は以下の団体が行う公益的・公共的な市民活動に参加する個人が補償の対象です。

【団体】

市や社会福祉協議会に登録されている市民活動団体、校区まちづくり協議会、町内公民館、自治会、老人クラブ、子ども会など

【個人】

市または、上記の団体が行う市民活動に参加する個人

※個人やグループなどで、河川や道路などの清掃や介助等を行う場合は、地域の代表者など、第三者にその活動の状況（計画性や継続性）を証明してもらう必要があります。



■補償の対象となる事故

【賠償責任事故】

市民活動中に、又は市民活動に起因して、他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を損壊等した場合において、賠償補償対象者（個人での活動の場合を除く）が法律上の損害賠償責任を負う事故。

【傷害補償事故】

市民活動中に発生した急激かつ偶然の事故により、傷害補償対象者が死亡または負傷した場合の事故（市民活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路における往復中を含む）。

※賠償補償対象者とは、市民活動団体の代表者、市民活動の指導者や市民活動実施に伴う企画運営者です。

※傷害補償の対象者は、市民活動の指導者や市民活動実施に伴う企画運営者及び市民活動の参加者です。市民活動中の事故であることを証明できる市の担当課や市民活動団体等の代表者、指導者や市民活動実施に伴う企画運営者がいる必要があります。

■補償金の種類及び限度額

○賠償責任補償

区分	補償金額（限度額）
身体賠償	1名につき 1億円
	1事故につき 1億円
	生産物賠償（※1）は期間中 1億円
財物賠償	1事故につき 1,000万円
	生産物賠償は期間中（※3） 1,000万円
受託物賠償 （※2）	1事故・期間中につき 300万円

※1 生産物賠償とは、第三者に引き渡した物や製品、業務の結果に起因して第三者に身体障害または財物損壊が生じた場合に補償するものです。

※2 受託物賠償とは、委託者や賃貸者から借りたり、預かったりした物を建物等の特定の施設に受託している間または受託目的に従い施設外で管理している間に火災や取扱い上の不注意等により損壊・紛失し、もしくは盗取された場合に、委託者や賃貸者等に対し補償するものです（不動産及び不動産の設備、自動車・自動二輪車・自転車等、貨幣・紙幣・印紙等、動植物、眼鏡等、銃器等の武器を除きます）。

※3 期間中とは令和6年4月1日16時から令和7年4月1日16時まで。

○傷害補償

区分	補償金額（1名あたり）
死亡補償	300万円
後遺障害補償	約款の定めにより死亡補償金の100%～3%の額 最高 300万円
入院補償	1日につき 3,000円 (180日を限度)
通院補償	1日につき 2,000円 (90日を限度。ただし受傷した日から180日以内)

■補償の対象となる活動（例）

下表中、補償の対象欄に○のあるものが、補償の対象となる活動です。

活動の種類		主な活動	補償の対象	
			運営等	参加
公益的な活動	福祉的活動	社会福祉施設等への 援護活動	○	○
		高齢者、障害児・者 等への援護活動	○	○
		児童への救護活動	○	○
		募金活動	○	○
	環境美化活動	清掃活動	○	○
		資源回収・リサイク ル活動	○	*×
		保健衛生活動	○	○
	防犯・ 防災活動	地域防災・防犯活動	○	○
		交通安全活動	○	○
	公共的な活動	市	市主催・共催事業の 企画・運営	○
市以外		校区まちづくり協議 会・町内公民館・自 治会・老人クラブ・ 子ども会などの運営 等地域活動	○	○

活動の種類		主な活動		補償の対象	
				運営等	参加
地域課題解決のための研修会・大会等	市や地域が主催する 研修会・講座等 【公益のための参加】	人権・同和問題地域懇談会、人権・同和教育講演会、認知症サポーター養成講座 等		○	○
	市や地域が主催する 研修会・講座等 【個人のための参加】	健康事業 等 (介護予防教室、食育講座、健康教室、検診等)		○	×
	市等が主催する大会等	環境衛生大会、暴力追放大会等への参加	公益的な活動につながるもので、参加票等で大会等への出席が確認できるもの	—	○
不特定多数の参加で、大会等への参加が確認できないもの			—	×	
年中行事	地域の	どんど焼き、もちつき大会、地域の祭り、大蛇山等行事 門松づくりなどへの参加		○	×
文化活動等	スポーツ・	運動会・スポーツ大会、文化活動（市・地域等主催）		○	×
懇親会等		歓送迎会、新年会、忘年会 旅行、花見 など		×	×
<p>◇傷害補償においては、細菌性食中毒、O-157、ウイルス性食中毒(ノロウイルス等)や熱中症、日射病による事故は保険の適用となります。</p> <p>◇この表は、あくまでも活動例であり、事故の発生状況や活動の内容によって、補償の可否が決まります。</p>					

■補償の対象とならない活動

【賠償責任補償】

- ①賠償補償対象者の故意又は重大な過失
- ②職務遂行中や職業に従事しているとき
- ③学校管理下の事故
- ④スポーツ大会や文化活動等に参加中の事故
- ⑤海難救助・山岳救助などの危険を伴う活動
- ⑥野焼き又は山焼き等をしているとき
- ⑦チェーンソー等危険物を使用する活動中（草刈機を除く。）
- ⑧銃器を使用する有害鳥獣駆除ボランティア活動中
- ⑨戦争（宣戦の有無を問わない。）、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議その他の社会的騒乱
- ⑩地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ⑪日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故
- ⑫賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- ⑬賠償補償対象者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑭施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事による事故
- ⑮賠償補償対象者が所有、使用、管理等を行う自動車、船舶等又は動物による事故
- ⑯その他保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

【傷害補償】

- ①傷害補償対象者の故意又は重大な過失
- ②職務遂行中や職業に従事しているとき
- ③学校管理下の事故
- ④スポーツ大会や文化活動等に参加中の事故
- ⑤海難救助・山岳救助などの危険を伴う活動
- ⑥野焼き又は山焼き等をしているとき
- ⑦チェーンソー等危険物を使用する活動中（草刈機を除く。）
- ⑧銃器を使用する有害鳥獣駆除ボランティア活動中
- ⑨戦争（宣戦の有無を問わない。）、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議その他の社会的騒乱
- ⑩地震、噴火又はこれらに随伴して生じた津波
- ⑪傷害補償対象者の無資格運転、飲酒運転等での自動車等による事故
- ⑫傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故（日射や熱射による熱中症を除く。）
- ⑬傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- ⑭傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産
- ⑮頸部症候群（いわゆる「むちうち症」。）又は腰痛で他覚症状がないもの
- ⑯山岳登山、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ヨット操縦等の危険な運動による事故
- ⑰その他保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

■ Q & A

Q1. 事故が発生した場合、いつ報告しなければなりませんか。

事故当日でなくてもかまいません。事故から日数が経過すると、事故状況等が確認できなくなる可能性があります。事故内容が判明した時点で、早めの報告をお願いいたします。（地域コミュニティ推進課 TEL41-2614）なお、夜間や休日の場合は、市役所開庁日にご連絡ください。

- ①傷害事故 受傷者の治療中でも治療終了後でも申請できます。
- ②対物事故 修理前の損害箇所が分かる写真が必要になりますので、修理前に連絡をお願いします。

Q2. 申請時に提出する書類を教えてください。

事故発生後、市規定の「事故発生報告書」に記入の上、対物事故の場合は修理前の損害箇所が分かる写真を添えて、直接地域コミュニティ推進課に提出してください。なお、活動前の登録・申込みは不要です。

- ①傷害事故 医師の診断書は、保険会社から依頼があった時など、必要に応じて提出してください。
- ②対物事故 修理代金が確認できる書類（見積書、領収書、請求書など）があれば提出してください。

Q3. この保険の対象であれば、今まで加入していた他の保険には加入しなくてもいいのでしょうか。

本保険の担保内容や補償内容は、今までそれぞれの団体が独自で加入されていた保険と全く同じものではありません。このため、加入継続の要否については、保険内容や補償内容等を比較のうえ、ご検討ください。

（※）傷害事故については、他の保険と共に補償されます。

Q4. 交通費などのお金を受け取った場合は対象になりませんか。

無償の活動であることが原則ですので、有償の活動は対象外です。ただし、受け取ったお金が交通費や昼食代等の実費弁償のみの場合は無償とみなします。

Q5. 草刈機やチェーンソーを使用した清掃活動は対象になりますか。

草刈機を使用した清掃活動は対象になります。ただし、チェーンソーの使用など、危険度の高い活動は対象になりません。また、危険度の高い活動として野焼きや山焼きを行う場合も対象になりません。

Q6. 軽傷だったので病院へは行きませんでしたでしたが対象になりますか。

本制度は、病院や診療所での医師による治療を目的とする入院または通院が対象ですので、病院に行っていない場合の怪我は対象になりません。また、検査のみの場合も対象になりません。また、入院及び通院の保険金（補償金）は、実費相当額ではなく定額補償です。

Q7. 生涯学習ボランティア登録派遣型事業（愛称まなばんかん）による学校でのゲストティーチャー活動は対象になりますか。

学校管理下での事故はすべて対象になりません。このため、学校へのゲストティーチャー依頼の多い「まなばんかん」については、市で別途保険に加入しています。

Q8. まち協や地域主催の「運動会」や「どんど焼き」は対象になりますか。

運動会については、運営スタッフであれば対象となります。ただし、競技者（参加者）、観覧者や見物人は対象になりません。

どんど焼きについては、まち協や地域の行事として行われる場合は、伝統文化の継承・振興や地域振興の活動として運営スタッフは対象になりますが、参加者は対象になりません。

このため、運動会やレクリエーションなどの地域イベントの参加者については、行事保険への加入をお願いします。

※ここに記載しているのは一例のため、
補償の可否は、事故状況や活動内容によって異なる場合があります。

■事故が発生した場合の連絡等

市民活動中に、万が一、事故が発生したときには…

①事故の記録

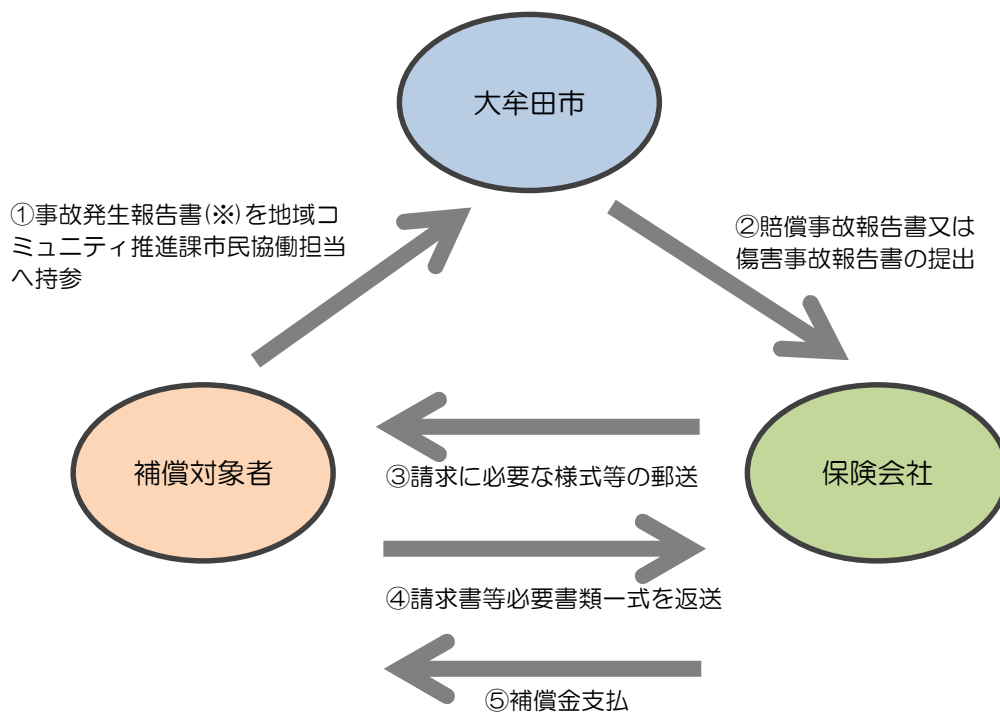
発生時間・場所、活動の指導者などの氏名・連絡先、また、財物賠償事故の場合は事故状況の写真など、事故の証明ができるよう内容を記録してください。

②事故の連絡

後日、地域コミュニティ推進課市民協働担当（下記）へ連絡してください。その後の手続きをお伝えします。



■補償金請求から支払の流れ



(※)事故発生報告書の様式は、大牟田市のホームページからダウンロードすることもできます。また、地域コミュニティ推進課市民協働担当でも配布しています。

■連絡・問合せ先

大牟田市 市民協働部 地域コミュニティ推進課 市民協働担当（大牟田市役所1階）へ。

住所 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL 0944-41-2614 / FAX 0944-88-8400

メール e-chiikics@city.omuta.fukuoka.jp